

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

整理番号	使途項目						
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費						
1	<p>本領収書は、自民党兵庫議員団宛のものである</p> <p>5--4--3 振替 *15,070 シヤーフファイナンス</p> <p>会派設置期間(R5.4.29まで)に合わせ、 4月分(4/4 ~ 5/3 分)につき、</p> $15.070 \times \frac{26\text{日}}{30\text{日}} = 13.060 \text{円を充当}$	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率 %</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分 100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>コピー機リース料 (シャープファイナンス)(3 月請求)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> </table>	共通案分率 %	それ以外の案分 100%	案分の説明	コピー機リース料 (シャープファイナンス)(3 月請求)	備考
共通案分率 %							
それ以外の案分 100%							
案分の説明							
コピー機リース料 (シャープファイナンス)(3 月請求)							
備考							

650-0011

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

自民党兵庫議員団 御中

(6601K0637021) 01981- 01981

(お問い合わせ窓口)
541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)
事務センター
0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2021年 6月 4日	お問い合わせ番号	6601K0637021
商品名	デジタルカラーフクコウキ		
※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。			
リース期間	2021年 6月 4日から 2026年 6月 3日まで (60ヶ月)		
お支払合計額	904,200円	内消費税額	82,200円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示しておりません。

お取扱店 有限会社 プロトラスト

TEL 079-283-5500

作成日 2021年 6月 16日

お支払明細

ページ 1-1

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高	お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	21.7	15070円	1370円	889130円	49	25.6	15070円	1370円	65770円
2	21.7	15070円	1370円	874660円	50	25.7	15070円	1370円	50700円
3	21.8	15070円	1370円	858990円	51	25.8	15070円	1370円	35630円
4	21.9	15070円	1370円	843920円	52	25.9	15070円	1370円	120560円
5	21.10	15070円	1370円	828850円	53	25.10	15070円	1370円	105490円
6	21.11	15070円	1370円	813780円	54	25.11	15070円	1370円	90420円
7	21.12	15070円	1370円	798710円	55	25.12	15070円	1370円	76350円
8	22.1	15070円	1370円	783640円	56	26.1	15070円	1370円	60280円
9	22.2	15070円	1370円	768570円	57	26.2	15070円	1370円	45210円
10	22.3	15070円	1370円	753500円	58	26.3	15070円	1370円	30140円
11	22.4	15070円	1370円	738430円	59	26.4	15070円	1370円	15070円
12	22.5	15070円	1370円	723360円	60	26.5	15070円	1370円	0円
13	22.6	15070円	1370円	708290円					
14	22.7	15070円	1370円	693220円					
15	22.8	15070円	1370円	678150円					
16	22.9	15070円	1370円	663080円					
17	22.10	15070円	1370円	648010円					
18	22.11	15070円	1370円	632940円					
19	22.12	15070円	1370円	617870円					
20	23.1	15070円	1370円	602800円					
21	23.2	15070円	1370円	587730円					
22	23.3	15070円	1370円	572660円					
23	23.4	15070円	1370円	557590円					
24	23.5	15070円	1370円	542520円					
25	23.6	15070円	1370円	527450円					
26	23.7	15070円	1370円	512380円					
27	23.8	15070円	1370円	497310円					
28	23.9	15070円	1370円	482240円					
29	23.10	15070円	1370円	467170円					
30	23.11	15070円	1370円	452100円					
31	23.12	15070円	1370円	437030円					
32	24.1	15070円	1370円	421960円					
33	24.2	15070円	1370円	406890円					
34	24.3	15070円	1370円	391820円					
35	24.4	15070円	1370円	376750円					
36	24.5	15070円	1370円	361680円					
37	24.6	15070円	1370円	346610円					
38	24.7	15070円	1370円	331540円					
39	24.8	15070円	1370円	316470円					
40	24.9	15070円	1370円	301400円					
41	24.10	15070円	1370円	286330円					
42	24.11	15070円	1370円	271260円					
43	24.12	15070円	1370円	256190円					
44	25.1	15070円	1370円	241120円					
45	25.2	15070円	1370円	226050円					
46	25.3	15070円	1370円	210980円					
47	25.4	15070円	1370円	195910円					
48	25.5	15070円	1370円	180840円					

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

<営業担当窓口> 神戸支店

神戸市須磨区弥栄台3丁目15番2

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

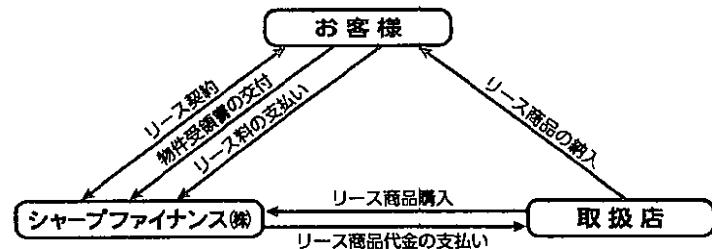
リース契約のご案内 ~正しくご理解いただくために~

〈リース申込書とこの説明書をよくお読みいただき、大切に保管ください。〉

お客様へ必ずお渡しください。

リース契約のしくみ

1. このリース取引のしくみは下図のようになりますが、お客様のご契約先はシャープファイナンス(株)です。
2. お客様が商品のリースをご希望になるときには、まず取扱店との間でリース希望商品を選定していただきます。
3. お客様よりリース申込をいただいたとき、シャープファイナンス(株)はその内容について審査をさせていただきます。
4. お客様とリース契約を結ぶことになった場合には、シャープファイナンス(株)はお客様のご希望商品を取扱店から購入し、お客様にリースいたします。
5. お客様は、商品について十分ご確認の上、シャープファイナンス(株)に物件受領書をお渡しいただきます。
6. お客様は、シャープファイナンス(株)に対してリース契約に基づきリース料をお支払いいただくことになります。
7. お客様が、保守会社との間で、保守契約を締結された場合、その保守料をリース料と一緒にシャープファイナンス(株)に支払う「保守料代理受領」方式があります。詳しくは取扱店にご照会ください。



リース契約にあたってのご注意

1. リース期間中途での解約はできません。やむを得ない事情で解約を希望され、シャープファイナンス(株)がこれを認めた場合でも、残存リース料相当額の規定損失金をお支払いいただくとともに商品をご返却していただくことになります。
2. リース商品の所有権は、リース期間満了後もお客様へ移りません。引き続きリース商品をご使用いただく場合は、規定の再リース料をお支払いいただきます。また終了いただく場合は、リース商品をお客様の費用ご負担にてシャープファイナンス(株)へご返却いただきます。
3. リース商品の保守修繕についての費用はお客様のご負担になります。詳しくは、取扱店にお問い合わせ、またはご相談ください（必要な場合は取扱店等と保守契約を締結してください）。
4. シャープファイナンス(株)にはリース商品の性能・品質等がお客様の期待される契約内容に不適合があった場合にもシャープファイナンス(株)はその責任を負いません。
5. 税法上、リース料を経費として処理ができるのは事業用のリース商品に限ります。
6. リース料には消費税が課税されます。お客様にはリース料のお支払日に消費税額を加算してお支払いいただきます。
7. 振込みの場合、振込手数料はお客様ご負担となります。

動産総合保険について

リース契約は、契約期間中契約の対象になっている商品について、「動産総合保険」が付保されています。但し、事故により支払われる保険金は事故発生時のリース債務残高が限度額となります。以下、この保険の内容、対象となる損害等についてご案内いたします。

★保険の対象となる商品

原則としてご使用中のリース物件すべてが保険の対象となります。但し、下記物件を除きます。

引受対象外となる物件

自動車、航空機、船舶、エネルギー関連機器の一部、コンテナ、不動産及びこれに準じるもの（エレベーター、ガスタンク等）、その他工具、消耗品、据付工事等の役務など

★保険期間

リース契約が成立後、物件がお客様に引き渡された時からリース契約が終了する時まで。

※再リース期間中、保険は付保されませんので保険期間の対象外となります。

保険金が支払われる主な損害



（注）対象物件によっては保険金が支払われない場合があります。詳しくはシャープファイナンス(株)までお問合せください。

保険金が支払われない主な損害

- | | |
|---|---------------------------------|
| ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 | ⑦公共機関による差押え没収などによる損害 |
| ②戦争、暴動などの事変による損害 | ⑧契約約款に規定する普皆義務に違反して生じた損害 |
| ③保険の目的（保険の対象）の欠陥・自然の消耗・さび・かび・ねずみ食い・虫食いなどによる損害 | ⑨置き忘れ、紛失によって生じた損害 |
| ④核燃料物質などによる損害 | ⑩電気的・機械的事故による損害（機械内部に原因のある故障損害） |
| ⑤詐欺または横領によって生じた損害 | ⑪真空管、電球その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害 |
| ⑥情報（プログラム、ソフトウェア及びデータ）のみに生じた損害 | |

★損害事故が発生した場合

商品に損害事故が発生した場合は、直ちに当社のお問合せ・ご相談窓口にご連絡ください。
「保険金の請求手続」は当社が行いますので、必要書類の作成にご協力ください。



上記は概要を説明したもので、動産総合保険の内容はご契約内容によって異なります。
詳しい内容につきましては、シャープファイナンス(株)までお問合せください。

リースについてのお問合せ・ご相談窓口

シャープファイナンス(株) 事務センター 〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13 TEL 0570-003338

リース契約約款

貸借人(申込者はこの契約が成立したときに賃借人になります。以下「甲」という)と貸貸人(以下「乙」という)並びに連帯保証人(連帯保証人予定者はこの契約が成立したときに連帯保証人となります)は、以下のとおり契約します。

第1条(リース契約の目的)

乙は、契約者(申込者含む。以下同じ)に記載された甲が指定する取扱店で「以下取扱店」という)から、契約書に記載された甲が指定するリース物件(ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下同じ。以下「物件」という)を貰受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。

第2条(中途解約の禁止)

この契約は、この契約に定める場合を除き解約することはできません。

第3条(物件の引渡し)

1. 物件は、取扱店から契約書記載の物件設置場所(以下「物件設置場所」という)に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しのときまで善良な管理者の注意をもって、甲の負担で取扱店のために物件を保管します。

2. 甲は、搬入された物件について直ちに甲の負担で検査を行い、物件の品質、種類及び数量(規格)、仕様、性能その他の物件につき甲が必要とする一切の事項を合意。以下これらを総称して「物件の品質等」といいます。がこの契約の内容に適合していることを確認したとき、併せて記載したリース物件受取手帳(以下「物件受領書」という)を乙に発行するものとし、甲が物件受領書を受け取ったときに、この借受日をもって乙から甲に物件引渡されたものとします。

3. 前項に基づく搬入の結果、物件の品質等がこの契約の内容に適合していない(以下「物件の品質等の不適合」といいます)ときは、甲は、直ちにこれを乙に書面で通知し、取扱店との間でこれを解決した後、前項に従い、物件受領書を乙に発行するものとします。

4. 甲が物件の引渡しを不適に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとします。この場合、取扱店から請求があつたときは、甲は、その請求の当否について取扱店との間で解決します。

4. 第4条(物件の使用・保管)

1. 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから物件設置場所において物件を使用できます。

2. 甲は、法令等を遵守して善良な管理者の注意をもって、物件を事業または業務のために通常の用法に従って使用及び保管するものとし、物件が常時通常の使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備をおこなうものとします。また、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず、甲が修繕するものとします。

3. 甲は、前項のために必要な一切の費用を負担し、乙に対しこれらの費用の償還等を請求することはできないものとします。

第5条(リース期間)

リース期間は契約書記載のとおりとし、物件受領書の借受日より算起します。

6. 第6条(リース料)

甲が乙に対して支払うリース料の額・支払期日・支払方法は契約書記載のとおりとします。

第7条(前払リース料)

1. 前払リース料は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、支払われるものとします。

2. 前払リース料は、最終支払分のリース料並びにこれに対する消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)額にその支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。

3. 甲が第20条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ、前項の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。

4. 甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

第8条(物件の所有権譲りの禁止)

1. 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という)を物件に貼付することができるものとし、甲は、乙から要求があつたときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。

2. 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を離します。

第9条(物件の所有権侵害の禁止)

1. 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差し入れたりするなどの所有権を侵害する行為をしません。

2. 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしません。

① 物件を他の不動産または動産に付着させること

② 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること

③ 物件を第三者に転貸すること

④ 物件の占有を移転し、または物件設置場所から物件を移動すること

⑤ この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること

3. 物件に付着した動産の所有権は、乙が背面、甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰ります。

4. 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

5. 甲は、第3項に基づいて、取扱店に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他のこの契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第17条(物件使用に起因する損害)

1. 物件自体または物件の設置、保管及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決し、乙に何らの負担を負わせないものとします。また、甲及び甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。

2. 前項において、乙が損害の賠償をした場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。

3. 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他の知的財産権に抵触することによって生じた損害及び紛争について、前二項の定めを準用します。

第18条(物件の滅失・損壊)

1. 物件が引渡しからその返還までに、物件が滅失若しくは損壊した場合、または物件を使用及び収益することができない期間(物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含む)がこれ以上に生じた場合、甲は、その原因のいかんを問わず、リース料の支払いを拒むことができず、乙に対し、物件の修理、代替品の引渡し、リース料の減額及び休業補償その他損害賠償の請求をすることはできません。また、この場合において、甲がこの契約に基づく甲の目的を達成することができないものであっても、甲は、この契約を解除することはできないものとします。

2. 物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失した場合、甲は、物件滅失日以後のリース料の支払いに代えて、直ちにリース料額から支払済リース料を控除した金額(以下「残存リース料」という)を乙に支払います。また、物件が残存しているときは、甲は、乙の指示に従い、甲の責任と負担で物件を乙に返還します。

3. 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。

第19条(権利の移転等)

1. 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。

2. 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲はこれについてあらかじめ承諾します。

3. 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、物件収出費用、弁護士報酬等一切の費用を甲に請求できます。

第20条(契約違反・期限の失效)

1. 甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲は、乙からの通知及び催告を要しないで、当然にこの契約に基づく全ての債権について期限の利益を失うものとします。

2. (1)この契約または、この契約以外の乙に対する金銭債務の支払いを1回も怠つたとき

(2)小切手若しくは手形の不渡りまたは電子記録債務の支払不能を1回も发生させたときその他の支払いを停止したとき

(3)反乱押え、仮処分、強制執行、競売の申立て若しくは訴訟の審理處分または保全差押さえを受け、または民事再生、破産、会社更生その他の債務整理・事業再生に係る手続開始の申立てがあつたとき

(4)事業を廃止または解散し、若しくは官公庁からの業務停止等業務絶続不能の処分を受けたとき

(5)住所変更の届出を怠るなど甲の責に帰すべき事由によって、乙に甲の所在が不明となったとき

2. 甲が、次の各号の一つにても該当したときは、甲は乙からの通知によりこの契約に基づく全ての債権について期限の利益を失うものとします。

(1)この契約の条項または乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき

(2)詐欺が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

(3)物件について必要な保存行為をしないとき

(4)連帯保証人が前項または本項の各号の一つにでも該当した場合において乙が相当と認める保証人に追加提供しなかったとき

3. 甲が前2項の各号の一つにでも該当したときは、乙は、催告を要しないで通知のみでこの契約を解除できるものとし、甲は、乙の請求に従い、直ちに乙への物件返却及び残存リース料並びにその他の債務・費用を支払います。

第16条(物件の品質等の不適合等)

1. 天災地変、戦争その他の不可抗力、遅延中の事故、労働争議、法令等の改正、取扱店の都合及び乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は、一切の責任を負いません。

2. 物件の品質等の不適合があった場合並びに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません。

3. 前二項の場合、甲は取扱店に対し直接請求を行い、取扱店との間で解決するものとします。甲が乙に対し書面で請求し、乙が遅延可能であると認めてこれを承認するときは、乙の取扱店に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるものにより、乙は、甲の取扱店への直接請求に協力するものとします。

4. 第2項の場合において、甲が、乙に対してリース料の全部をこの契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は取扱店に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。但し、前項及び本項の場合、乙は、取扱店の履行能力並びに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。

第21条(連帯保証金)

甲は、第6条のリース料、その他のこの契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、または乙が甲のために費用を立替払いたした場合の立替金償還を怠ったときは、乙が支払べき金額に対して支払期日または立替払日の翌日からその完全に至るまで、年14.5%の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第22条(再引渡し)

1. リース期間満了の1ヶ月前までに、甲が乙に対して乙所定の終了通知書によりリース終了の通知をしない場合には、この契約は契約書記載の再リース料で、この契約との同一の条件にて、リース終了日の翌日から1年間自動的に更新されるもの

とも同様とします。但し、再リース期間中は物件について、保険契約を継続しません。

2. 前項にかかるわざ、乙が再リースを承認しない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は第23条に従い物件を乙に返却するものとします。

第23条(物件の返還・返却)

1. この契約が1年間の期間で終了または解除により終了したとき、若しくは第20条第3項によって乙から物件の返還の請求があったときは、甲は、直ちに甲の責任と負担で、物件の引渡し完了後に生じた損害を通常の費用及び収益によって生じた損耗並びに逐年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損耗を含む)を原状に回復したうえ、乙の請求に従い乙の指定する場所に返却します。なお、第9条第3項により甲の所有権が認められた動産が物件に付着しているときは、甲は、甲の責任と負担で当該動産をすべて分離抜きなければならないものとします。また、物件にデータ(電話の記録)が記録されているときは、甲は、甲の責任と負担で当該データを消去して物件を乙に返却するものとし、返却後に当該データが漏洩したとしても、乙は、一切の責任を負いません。

2. 甲が物件の返還を遅延したときは、甲は返却完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害金を乙の請求に従い乙に支払うものとし、この契約の定めに従います。

3. 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定期する者による所在場所からの物件の引渡しについて、甲は、これを妨害したり拒んだりしません。なお、物件の引渡げに関する一切の費用は甲の負担とします。

4. 甲が物件に付着した動産の取去または物件の原状回復を怠ったときは、甲は、乙が支払った当該動産の取去及び物件の原状回復に要した費用を乙の請求に従い乙に支払うとともに、乙が被った損害のすべてを賠償します。

5. リース期間の満了以外の事由により物件が返却され、かつ、第20条第3項の残存リース料及びその他の債務・費用の全部が支払われたときは、その金額を限度として、乙の選択により、物件を相当の基準に従って乙が評価した金額または相当の基準に従って処分した金額から、その評価または部分に要した一切の費用及び乙が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額を差引いた金額を甲に返却します。

6. 本項の規定は前条の手配リースには適用されません。

7. 甲から乙に物件が返却されざれば乙が当該物件を棄棄処分し、この契約終了時に施行されていない法令(物件の棄棄処分に適用される法律、政令、省令、条例等であって、この契約終了時に施行されている法令が改正された場合も含む)により棄棄等の費用が生じた場合は、乙は甲に当該費用の全部または一部の負担を求めることがあります。

第24条(連帯保証人)

1. 連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する次の各号に掲げる支払債務(以下「主たる債務」という)を保証し、甲と連帯して、債務履行の責任を負います。

①リース料及び消費税等相当額

②物件滅失した場合の損害賠償金

③契約违反・期限の失效にかかるリース料の全部

④第21条に規定する遅延損害金

2. 乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生じるものとします。

3. 連帯保証人は、乙が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、この契約及び第22条の再リース契約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されると、書面による乙の事前の承諾がなければ乙の権利は代位にありません。

4. 連帯保証人は、乙がその都合によって他の連帯保証人は不利益を負うものとします。

5. 連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。

(1)甲は以下の情報をすべて、法人ではない連帯保証人に提供するものとし、乙は連帯保証人の名称と住所を記載するものとします。

(2)連帯保証人の保証料は、甲が乙の主張及び損害賠償の請求をしません。

(3)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(4)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(5)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(6)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(7)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(8)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(9)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(10)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(11)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(12)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(13)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(14)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(15)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(16)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(17)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(18)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(19)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(20)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(21)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

(22)連帯保証人が法人でないときは、甲は、乙に主張及び損害賠償の請求をしません。

成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標榜うござる、殊種特殊暴力団等、その他のこれらに該する者(以下「暴力団等」と総称する)に該当しないこと、及び次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ符にわたっても該当しないことを確約します。

(1)暴力団等が経営を支配していると認められる關係を有すること。

(2)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる關係を有すること。

(3)自己、自らもしくは第三者の不正の利益を圖る目的または、第三者が損害を負う目的で、暴力団等の威力を利用してするなど、不正に暴力団等の威力を利用していると認められる關係を有すること。

(4)暴力団等に對して資金等を供給し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる關係を有すること。

(5)その他の暴力団等との社会的に非難されるべき關係を有すること。

2. 甲及び連帯保証人は、自らまたはそれぞの役員もしくは三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないこと、確約します。

(1)暴力的な要求行為。

(2)乙との取引に関して、暴力的な行動をし、または暴力を用いる行為。

(3)風説を流布し、偽情報を用いたり、乙の業務を妨害する行為。

(4)甲の前名等に準ずる行為。

(5)その他の暴力団等による暴行を犯す行為。

3. 甲及び連帯保証人は、自らまたはそれぞの役員もしくは三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないこと、確約します。

(1)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(2)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(3)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(4)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(5)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(6)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(7)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(8)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(9)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(10)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(11)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(12)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(13)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(14)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(15)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(16)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(17)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(18)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(19)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

(20)連帯保証人は、この契約に於ける事項に該当する行為を行わないこと。

《個人情報の収集・保有・利用・提供に関する~~第二~~二条項》

第1条（個人情報の収集・利用）

(1) 申込者及び連帯保証人予定者（この契約が成立したときにそれぞれ契約者（質借人含む。以下同じ。）、連帯保証人とする。以下あわせて「申込者等」という）は、本申込（「本契約」を含む。以下同じ。）を含むシャープファイナンス株（以下「当社」という）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

①当社所定の申込書並びに契約書に申込者等が記載した申込者等の氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む。以下同じ）、メールアドレス、勤務先状況、家族構成、住居状況の情報等（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報含む。以下同じ）

②本申込に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、毎月の支払額、支払方法の情報

③運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報

④本申込に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況・履歴の情報

⑤本申込に関する申込者等の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、申込者等が申告した申込者等の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット・リース・金銭融資（以下、クレジット・リース・金銭融資を総称して「クレジット」という）の利用履歴及び過去の債務の返済状況

(2) 申込者等は、当社が当社の事務（コンピュータ事務、案内文書の発送、与信・債権管理に付随する事務等）を業務委託する場合、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、前項により収集した個人情報を当該業務委託先が利用することに同意します。

第2条（個人情報の利用）

申込者等は、当社が下記の目的のために第1条(1)①及び②の個人情報を利用することに同意します。

①当社のクレジット・保険事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス

②当社のクレジット・保険事業における市場調査、商品開発

③当社のクレジット・保険事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

尚、当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ（<https://www.sfc.sharp.co.jp>）によってお知らせしております。

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

(1) 申込者等は、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者、以下「加盟機関」という）及び加盟機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携機関」という）に照会し、申込者等の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。

(2) 申込者等は、申込者等の本申込に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟機関に下表に定める期間登録され、加盟機関及び提携機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
①本申込をした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本申込に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

(3) 当社が加盟する個人信用情報機関（株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）及びその提携する個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター及び株式会社日本信用情報機構）の所在地、連絡先は下記のとおりです。なお、各社の加盟資格、加盟企業等の詳細は、各社のホームページをご覧ください。

また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。（2019年10月1日現在）

株式会社シー・アイ・シー	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストエスト15階 TEL 0120-810-414 [携帯電話の場合] 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 0120-540-558 [携帯電話の場合] 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社日本信用情報機構	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 TEL 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/

(4) 加盟機関に登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報となります。

(5) 登録・利用方法は、書面、電子媒体、電子データ等となります。

第4条（個人情報の提供・利用）

(1) 申込者等は当社が第1条(1)①②及び④にて収集した個人情報を以下の契約書記載の提供先へ、以下に示す利用目的のために、保護措置を講じた上で提供することに同意します。

提供先	利用目的
①取扱店	新商品情報のお知らせ等の営業案内、関連するアフターサービスのため
②保守会社	保守契約等に基づく申込者に対するサービスの履行のため

(2) 上記(1)の取扱店及び保守会社への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了後から5年間とします。

(3) 提供・利用方法は、書面、電子媒体、電子データ等となります。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1) 申込者等は、当社及び加盟機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①当社の開示請求窓口：第8条記載の窓口又は支店・営業所に連絡してください。
開示請求手続（受付窓口・方法・必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。

②加盟機関の開示請求窓口：第3条記載の加盟機関に連絡してください。

(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条（本同意条項に不同意の場合）

当社は、申込者等が所定の申込書及び契約書に記載すべき事項の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本申込をお断りすることができます。

但し、本同意条項第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本申込をお断りすることはありません。

第7条（利用・提供中止の申出）

本同意条項第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、申込者等より中止の申出があった場合は、それ以降の第2条及び第4条に基づく当社での利用、取扱店及び保守会社への提供を中止する措置をとります。

第8条（個人情報の取り扱いに関するお問合せ窓口・個人情報保護管理者）

個人情報の開示・訂正・削除等の請求、その他個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止の申出等に関しましては、下記の当社窓口までお願いします。

（お問合せ窓口）

○カスタマーセンター

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

TEL 06-4964-6222

（個人情報保護管理者）

○法務・コンプライアンス室長

第9条（契約が不成立の場合）

申込者等は、本申込に係る契約が不成立の場合であっても、本申込をした事実は、第1条(1)及び第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

がお申込み下さい
賃貸人(乙) シャープファイナンス(株)

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13
【リースについてのお問合せ窓口】事務センター TEL 0570-003338

シャーノリースの中込のリース合意書

お申込の際は、2枚目の添付の同様条件ならびに裏面の契約条件をよくお読みいただき、
十分納得された上でお申込をおよび連絡保証人予定者ご本人様が署名捺印してください。

申込種別
1.新規 2.機種変更 3.増設
機種変更の場合、旧契約番号
申込年月日

① 申込書控(お客様用)
左記契約番号のリース物件をグレードアップ解約し、
その解約金を含めた契約として了承しています。

所在 地・社 名・代 表 者 名 (甲)	住所 フリガナ ヒヨウヨウンユウベシ ナウイウク ミニマテドオリ 〒650-0011					電話	-	-
						FAX	-	-
	兵庫県神戸市中央区下山手通 5丁目 10-1					郵便番号	650-0011	地図
	社名 フリガナ デミントウ ロウゴ マルチ					部署名		
	自民党 兵庫議員団					担当者名		
役職名 代表者名 フリガナ カンジヨウ ナイトウ ヒヨウエ					担当者名			
幹事長 内藤 兵衛					担当者名			
区分	法人	公的機関	設立年	明・大・昭・平・令 月	業種	資本金 百万円	年商 百万円	従業員 人
	個人事業主(男・女)							
個人事業主場合 場合選記	ご自宅 住所	フリガナ				電話	-	-
	生年 月 日	昭・平・令 年 月 日	お住い い 1.自己所有 2.家族所有 3.社宅・官舎 4.借家 5.賃貸マンション 6.公園・公営 7.アパート	居住年 年	配偶者 有・無	同居の ご家族	年収 万円	
連帯 保証 人予 定者	フリガナ		2・3枚目 に押印して ください。	お勤め先 名称・所属・役職 ご自営				
	ご住所	フリガナ 携帯電話	所在地	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
性別 お申 込 者	生年 月 日	お申込者との関係	ご家族	お住い	居住年数 年	勤続 年	年収 万円	
	男・女 (法人)	昭・平・令 年 月 日	配偶者 有 子供()人	1.自己所有 2.家族所有 3.社宅・官舎 4.借家 5.賃貸マンション 6.公園・公営 7.アパート				
お支 払 口 座	名義人(金融機関の届け名義通りに記入ください。)							
口 座 名 義 人	名義人 自民党兵庫議員団	役職名※ 幹事長	代表者名※ 内藤 兵衛	フリガナ メイギン ミニントウヒヨウギインダン ヤクショクメイ カンジチョウ ダイヒヨウシャメイ ナイトウ ヒヨウエ	保守会社 (保守についてのお問合せ先) 取扱店 (商品についてのお問合せ先)	取扱店 (商品についてのお問合せ先) 姫路市神屋町3丁目37-4 有限会社プロトラスト TEL 079-283-5500		

*法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。

4枚目に金融機関お届け印を押印してください。

リース 物 件	商品名	メーカー名	機種名	台数
1	複合機	コニカミルコ	bizhub C3001	1
2				
3				
4				
5				
6				

(賃借人住所地と異なる場合) 設置先名称・郵便番号・住所・電話番号を記入してください。

物件設置場所	リース期間	リース開始日から 60 ヶ月	月額リース料	リース料	13700 円
	リース開始予定日	2021年 5月 15日	消費税等		1370 円
			合計		15070 円

※小数点第一位を切り捨てた整数が消費税等となります。

リース料支払月	第1回目	20 年 月	支払日	毎月 3() 日	支払方法	口座振替・銀行振込
	第2回目	20 年 月	支払日	毎月 3() 日	支払方法	口座振替・銀行振込
	最終回	20 年 月	支払口座	「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」にて指定の口座		

再リース料(年額) 月額リース料に2を乗じた額と同額 ※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が付加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

月額 保守 料	保守料	代理受領 期間	第1回目	20 年 月
	消費税等		最終回	20 年 月
	合計			

特約条項	保守料総額(税込)
------	-----------

・金融機関支払日の場合は翌営業日の出発となります。(口座振替)
・リース契約日・リース期間・保守料等は後日
送付致します。「リース料お支払い明細書」にて
ご通知申し上げます。振込みの場合、振込手数
料(1枚あたり10円)が発生します。

No 担当者

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

整理番号	使途項目		
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	本領収書は、自民党兵庫議員団宛のものである 5--4--6 振替 *4,200 SMBC(サカイオウガ)	共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明	新聞購読料(産経新聞) (3月分)

2023年03月分

新産経 領 収 証

No. 1- 213-0067-000

下山手通5-10-1
兵庫県庁3号館

自民党兵庫議員団様

銘柄	部	金額
産経新聞朝端※	1	4,200
合計	—	¥ 4,200 (内消費税等¥311)

お知らせ 領収日 2023年4月6日
新聞配達アルバイト募集中。
朝刊のみ、夕刊のみでも可。

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象 ¥4,200
(消費税 ¥311)



産経新聞三宮専売所
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-14-10
TEL: 078-392-1017



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率 %	それ以外の案分 100%
3	本領収書は、自民党兵庫議員団宛のものである 5--4-26 振替 *4,200 シチバンダイ(SMFS)	案分率	案分の説明
			新聞購読料(読売新聞) (4月分)

YC 領 収 書

区城011 余戸 0061 お預合せNo.28695

名前
自民党兵庫 議員団 様

下山手通4-17-3

兵庫県庁3号館 4F
5年 4月分 振替

品名	部数	金額
1 読売新聞 朝刊	* 1	4,200
2		
3		
合 計		4,200 円

△左記の通り領収しました

領收日 年 月 日

支店販売部 0円
支店販売 0円
支店販売 4,200円
支店販売 311円

読売センター神戸中央西 TEL078-341-4169
神戸市中央区北長狭通8-2-12



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務所費・事務費・人件費	
4	<p>本領収書は、自民党兵庫議員団宛のものである</p> <p>5--4-26 振替 *9,000 シンフンタ"イ(SMFS)</p>	<p>共通案分率 %</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>新聞購読料(朝日新聞)(日本経済新聞)(4月分)</p> <p>備考</p>

080-0302-070 2023 年 4 月分 領収証

下山手通5-10-1県庁3号館 4F

自民党兵庫議員団 様

銘柄	部数	金額	合計
朝日朝刊	※ 1	4200	9,000 円
日本経済朝刊	※ 1	4800	

No.1176032 領收印

8%対象 9,000円 (内消費税 867円)
10%対象 0円 (内消費税 0円)

※は軽減税率の対象であることを示します。

朝日新聞兵庫販売株式会社

神戸三宮店

中央区中山手通4-18-27

TEL: 078-251-0223

FAX: 078-241-4586

毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引き落もご利用になれます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率 %	それ以外の案分 100% 案分の説明
5	<p>本領収書は、県議会議員自民党兵庫宛のものである</p> <p>5-4-27 振替 *3,890 SMBC(コウエイソリューションズ)</p>	案分率	<p>新聞購読料(神戸新聞) (4月分)</p> <p>備考</p>

領收証

2023年04月分

No. 1- 243-0136-000

下山手通4丁目
県庁3号館 4F

兵庫県議会自民党兵庫控室 様

銘柄	部	金額	本体価格/消費税(参考)	2023年4月27日
神戸朝刊※	1	3,890	3,601 289	
合計		¥ 3,890	8%対象 ¥3,890(消費税 ¥288)	毎度ご購読有難うございます。 左記の通り領収致しました。

※は軽減税率対象品目

株神戸新聞神戸中央店

〒651-0055

神戸市中央区熊内橋通4丁目3番10号

TEL: 078-222-0873

FAX: 078-222-6405



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

整理番号	使途項目																													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																													
6	<p>本領収書は、自民党兵庫議員団宛のものである</p> <p>兵庫県 納入通知書兼領収書 内入(返納)義務者</p> <p>自民党兵庫 様</p> <table border="1"><tr><td>収納種別</td><td>主管課・かい</td><td>年度</td><td>決定 (仮送)</td><td>調定</td><td>番号</td><td>会計</td></tr><tr><td>01</td><td>101000</td><td>4</td><td>審査</td><td>22</td><td>01202</td><td>01</td></tr><tr><td>款</td><td>項</td><td>目</td><td>節</td><td>科目(略科目・歳出事項等)</td><td colspan="2">内訳番号</td></tr><tr><td>13</td><td>07</td><td>004</td><td>023</td><td>02015</td><td colspan="2">005</td></tr></table> <p>金額 ¥6,792 円</p> <p>納付目的 府内電話料金【R5.1～R5.2】</p> <p>所管課・かい 120900 職員局管財課</p> <p>発行日 令和 5 年 3 月 31 日</p> <p>(返)納期限 令和 5 年 5 月 9 日</p> <p>歳入管理者</p> <p>兵庫県知事 公務</p> <p>上記の金額を兵庫県指定金融機関・指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納付してください。</p> <p>公金機関領收印 5.4.28</p>	収納種別	主管課・かい	年度	決定 (仮送)	調定	番号	会計	01	101000	4	審査	22	01202	01	款	項	目	節	科目(略科目・歳出事項等)	内訳番号		13	07	004	023	02015	005		共通案分率 %
		収納種別	主管課・かい	年度	決定 (仮送)	調定	番号	会計																						
		01	101000	4	審査	22	01202	01																						
		款	項	目	節	科目(略科目・歳出事項等)	内訳番号																							
		13	07	004	023	02015	005																							
			それ以外の案分 100%																											
			案分の説明																											
			FAX代(令和4年5月分～令和5年3月分)																											
			備考																											

使用電話番号（自民党兵庫）：(078) 362-4259

2023/2/27

支払月 (利用月)	ひかり電 話 (通話 料)	ひかり電 話 (携帯 電話等へ の通話料)	ひかり電 話 (IP電 話への通 話料)	ユニバー サルサー ビス料他	グループ 通話定期 割引額	電報料	消費税相 当額	合計
R3.5月(4月分)				3				3
R3.6月(5月分)	40	17		3			6	66
R3.7月(6月分)	296			3	-30		26	295
R3.8月(7月分)	191			4	-18		17	194
R3.9月(8月分)	147			4	-12		13	152
R3.10月(9月分)	148			4	-12		14	154
R3.11月(10月分)	124			4	-6		12	134
R3.12月(11月分)	213			4	-54		16	179
R4.1月(12月分)	247			4	-12		23	262
R4.2月(1月分)	139			3	-12		13	143
R4.3月(2月分)	118			2	-6		11	125
R4.4月(3月分)	278			2	-24		25	281
令和3年度計	1,941	17	0	40	-186	0	176	1,988

過年度繙入処理

R4.5月(4月分)	208			3	-12		19	218
R4.6月(5月分)	109			3			11	123
R4.7月(6月分)	383			3	-24		36	398
R4.8月(7月分)	175			3	-6	3,840	401	4,413
R4.9月(8月分)	165			3	-18		15	165
R4.10月(9月分)	276		10	3	-18		27	298
R4.11月(10月分)	257			2	-18		24	265
R4.12月(11月分)	215			2			21	238
R5.1月(12月分)	281			2	-36		24	271
R5.2月(1月分)	238		10	2	-66		18	202
令和4年(4~1月)計	2,307	0	20	26	-198	3,840	596	6,591
R5.3月(2月分)								0
R5.4月(3月分)								0
令和4年度計	2,307	0	20	26	-198	3,840	596	6,591

25.3月(2月分) 261 ①

6.792

ご利用料金内訳書

料金お問合せ先 ビジネスSSC(金沢) 0120-424923 (無料)
2023年3月分 (振替日 3月31日) 60ページ

お客様請求番号 0001674331

料金内訳名	金額(円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
【NTT西日本ご利用分】			
【ひかり電話オフィスA(エース)】			
(078) 362-3456	2		
【合計】	2		
(078) 362-3457			
ひかり電話(通話料)	2,835	合算	2月 1日～ 2月 28日
グループ通話定額割引額	-1,074	合算	2月 1日～ 2月 28日 グループ通話定額対象となる通話料を割引しています。
ひかり電話(携帯電話等への通話料)	1,632	合算	2月 1日～ 2月 28日
ユニバーサルサービス料他	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	339		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(339)		合算表示の料金を合計した3,395円に10%を乗じて算出しています。
【合計】	3,734		
(078) 362-3458			
ひかり電話(通話料)	64	合算	2月 1日～ 2月 28日
グループ通話定額割引額	-12	合算	2月 1日～ 2月 28日 グループ通話定額対象となる通話料を割引しています。
ひかり電話(I P電話への通話料)	21	合算	2月 1日～ 2月 28日
ユニバーサルサービス料他	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	7		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(7)		合算表示の料金を合計した75円に10%を乗じて算出しています。
【合計】	82		
(078) 362-3459			
ひかり電話(通話料)	75	合算	2月 1日～ 2月 28日
グループ通話定額割引額	-6	合算	2月 1日～ 2月 28日 グループ通話定額対象となる通話料を割引しています。
ひかり電話(携帯電話等への通話料)	112	合算	2月 1日～ 2月 28日
ユニバーサルサービス料他	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	18		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(18)		合算表示の料金を合計した183円に10%を乗じて算出しています。
【合計】	201	①	
(078) 362-3460			
ひかり電話(通話料)	555	合算	2月 1日～ 2月 28日
グループ通話定額割引額	-312	合算	2月 1日～ 2月 28日 グループ通話定額対象となる通話料を割引しています。
ひかり電話(I P電話への通話料)	10	合算	2月 1日～ 2月 28日
ユニバーサルサービス料他	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	25		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(25)		合算表示の料金を合計した255円に10%を乗じて算出しています。
【合計】	280		
(078) 362-3461			
ひかり電話(通話料)	1,961	合算	2月 1日～ 2月 28日
グループ通話定額割引額	-852	合算	2月 1日～ 2月 28日 グループ通話定額対象となる通話料を割引しています。
ひかり電話(携帯電話等への通話料)	1,872	合算	2月 1日～ 2月 28日
ひかり電話(I P電話への通話料)	97	合算	2月 1日～ 2月 28日
ユニバーサルサービス料他	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	308		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(308)		合算表示の料金を合計した3,080円に10%を乗じて算出しています。
【合計】	3,388		
(078) 362-3462			
ユニバーサルサービス料他	2	合算	1番号分のご請求となります。
【合計】	2		

社用
コード

203200331001 15915 00864 00*

(添付様式2)

領收書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

整理番号	使途項目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
7	<p>本領収書は、自民党兵庫議員団宛のものである</p> <p style="text-align: right;"> $\begin{array}{r} 38,790 \\ + 330 \\ \hline 39,120 \end{array}$ </p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">共通案分率</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">それ以外の案分</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">案分の説明</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">案分率</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">コピー一機使用料(+振込手数料)(3月分)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備考</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	共通案分率	%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率		コピー一機使用料(+振込手数料)(3月分)		備考	
共通案分率	%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明														
案分率														
コピー一機使用料(+振込手数料)(3月分)														
備考														

お客様コードNo. 02003

納品書

No. 30793

650-8567

23年 3月20日

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

北野産業株式会社

ETデジタル事業部プロトラスト

〒670-0836 姫路市袖屋町3丁目37-4

TEL : (079) 283-5500

TEL : (079) 283-5500
FAX : (079) 283-5522

相当。

TEL : 070-360-3721

下記の通り納品致しましたのでご査収ください

振込・振替明細帳票

[状態] 完了

印刷日時 2023/4/6 10:00

受付番号	0406-001
振込振替区分	即時振込(シングル)
出金口座	[REDACTED]
振込依頼人名(カナ)	ジミントウヒヨウゴギ インダン, カンゾウ チョウ ナイトウ ヒヨウエ
振込指定日	4月 6日
入金口座	[REDACTED]
支払金額	38,790円
振込金額	38,790円
手数料負担	当方 39.120
振込手数料	330円
先方手数料	0円
実額手数料	330円
手数料のお支払方法	振込の都度
振込メモ	3月度コピーカウント調査分
作成者	五島 壮一郎
承認者	[承認済] 五島 壮一郎

* * * プリント終了 * * *

請求書

No. 17- 1

お客様コードNo. 02003

650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

自民党兵庫議員団 御中

TEL: 078-362-3721 FAX:

23年 3月 31日 締切分 (31)

北野産業株式会社

QT デジタル事業部 プロトラスト

〒670-0836 姫路市神屋町3丁目37-4

TEL: (079) 283-5500 FAX: (079) 283-5522

(振込先) [REDACTED]

(口座名義) 北野産業株式会社

前回御請求額	御入金額	調整額	繰越金額	御買上額	今回御請求額		
29,521	29,521			38,790	¥38,790		[REDACTED]

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
23/ 3/ 7	16163	[入金(振込)]				[29,521]
23/ 3/ 20	30793	C300i カウント フルカラー	93	枚	18.00	1,674
		C300i カウント フルカラーP	1,153	枚	18.00	20,754
		C300i カウント モノカラー	146	枚	10.00	1,460
		C300i カウント ブラック	3,792	枚	3.00	11,376
		消費税10%				3,526
		3月度コピーカウント調査分				(38,790)
		【合計】				38,790
		(内消費税等)				3,526

※明細欄は税別金額です。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
8	本領収書は、自民党兵庫議員団宛のものである	共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 ホームページ保守管理料(活動報告更新料)(3月分) 備考

請求書

日付	伝票番号	担当
2023/04/12		

自民党兵庫議員団

様

株式会社

代表取締役 大東

〒650-0044
神戸市中央区東川崎町1丁目5-1-1004

TEL: 080-2477-3733 FAX: 078-761-3975

お客様コードNO.

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

品番・品名	数量	単位	単価	金額(税抜)	消費税額
ホームページ月間管理費 (ドメイン・サーバー・サイト管理費等)				15,000	1,500
活動報告更新料 令和5年3月分	1	件		5,000	500
摘要	合計	税抜	20,000	税額 2,000	総額 ￥22,000-

[振込先]

[名義]株式会社 兵庫新報

振込・振替明細帳票

[状態] 完了

印刷日時 2023/ 4/12 14:22

受付番号	0412-001
振込振替区分	即時振込(シングル)
出金口座	[REDACTED]
振込依頼人名(カナ)	ジ・ミントウヒヨウゴ・ギ・インダン, カンジ・チヨウ ナイトウ ヒヨウエ
振込指定日	4月12日
入金口座	[REDACTED] カ) ヒヨウコ・シンボウ
支払金額	22,000円
振込金額	22,000円
手数料負担	当方
振込手数料	0円
先方手数料	0円
実額手数料	0円
手数料のお支払方法	振込の都度
振込メモ	HP月間管理費・活動報告更新料R5.3月分
作成者	五島 壮一郎
承認者	[承認済] 五島 壮一郎

* * * プリント終了 * * *

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

会派名 自民党兵庫議員団

活動名	【会派ホームページ】月間管理費、活動報告更新料3月分			
	○公開日 令和5年3月 ○対象者 兵庫県内 ○内容 別添のとおり ○URL https://jiminhyogo.com/ ○案分率 すべて政務活動に関する内容のため100%とする。			
活動概要				
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内 容
	ホームページ月間管理費 (ドメイン・サーバー・サイト管理費等)	16,500	8	株式会社兵庫新報
	活動報告更新料	5,500	8	株式会社兵庫新報
	合 計	22,000		
備考	*添付書類:ホームページ印刷			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

自民党兵庫議員団



ごあいさつ Message

激変する社会。かつての成功体験からは、解決策を導き出すことができない時代を迎えています。だからこそ今、変化や失敗を恐れず、挑戦し続ける精神が必要です。私たち自民党兵庫議員団は、新たな発想、手法によって、この激動の時代を切り拓くため、不退転の決意で県政の「刷新」、新たな「改革」を訴え、行動しました。そして2021年8月、自らが時代の先頭に立ちスピード感を持って未知の課題に果敢に挑んでいく若きリーダー齋藤元彦知事のもと、新しい県政が誕生しました。

目指すべき未来は「躍動する兵庫」。激しい変化の波にのまでも、だれ一人取り残されることない安全安心な社会、その基盤の上に伸びやかな試行錯誤を繰り返し、果敢に立ち向かうことができるチャレンジ先進県ひょうごを目指し、新県政誕生を担った県政与党会派として齋藤知事とともに、新たな「改革」に挑んでいます。次代を創る政策実行集団として、県政改革方針の策定、県庁組織の刷新、兵庫県版SDGsの推進はじめとする新たな取り組みに全力を尽くしてまいりました。

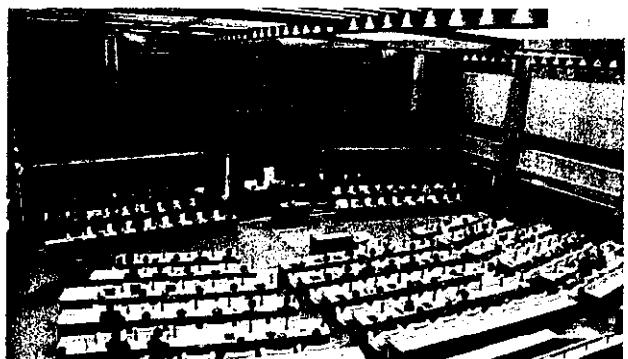
さらに、県内各地に新たな種をまき、芽吹き始めた蕾に大輪の花を咲かせることに全霊をかける決意です。自民党兵庫議員団の挑戦は続きます。次代を創る政策実行集団として、基本姿勢である対話と現場

自民党兵庫議員団

【お問い合わせ】[お問い合わせ](#)

お知らせ / 活動報告

Information / Activity



【2023年3月20日】第361回2月定期県議会が閉会

令和5年度当初予算案、令和4年度2月補正予算案など、議案123件、意見書案10件…

>>>[詳しく見る](#)

自民党兵庫議員団



【2023年2月24日】第361回定期例県議会 一般質問4日目

自民党兵庫議員団から石井秀武議員（神戸市西区・5期）が登壇しました。質問項目は次…
>>>[詳しく見る](#)

自民党兵庫議員団



【2023年2月21日】第361回定期例県議会 一般質問2日目

自民党兵庫議員団から戸井田ゆうすけ議員（姫路市・2期）が登壇しました。質問項目は…
>>>[詳しく見る](#)



【2023年2月22日】第361回定期例県議会 一般質問3日目

自民党兵庫議員団から大谷かんすけ議員（尼崎市・4期）が登壇しました。質問項目は次…
>>>[詳しく見る](#)



【2023年2月20日】第361回定期例県議会 一般質問1日目

自民党兵庫議員団から奥谷雄一議員（神戸市北区・2期）が登壇しました。質問項目は次…
>>>[詳しく見る](#)



[2023年2月17日] 第361回定期県議会 代表質問

自民党兵庫議員団から内藤兵衛幹事長（西脇市及び多可郡・4期）が登壇しました。質問…
[» 詳しく見る](#)

県政報告 Publicity

躍動する兵庫へ～第一歩を踏み 出す～

2022年春号

自民党兵庫議員団が實務知事はじめ県当局に対し行っていた政策提言、要望等で予算化、事業化された実績をはじめ、令和4年度県当初予算案などを審議した第357回2月定期県議会の要旨などを紹介しています。



政策 Policy

自民党兵庫議員団は、日本の縮図といわれる兵庫県内各地域から選出された多士済々のメンバーが所属しています。しっかりと地域に根ざしつつ、県全体、そして日本、世界的な視点をもって、県民の皆さまの声、夢や希望を政策形成し、ひょうご新時代に相応しい躍動する県政を実現する覚悟です。これまでの経験と実績を活かし、幅広い地域、世代で構成する議員のメンバーが一つになって、次代のリーダーとともに、果敢に前へ突き進んでいきます。

命と暮らしを守り、 安全安心を肌で感じる社会を 先導



“HYOGO”の魅力の磨き上 げによる 地域創生の実現



安全安心が県政の一丁目一
番地です。商店・福祉、医
療など様々なステージで対
話座談、現地主催を体現
し、課題の把握、解決に取
り組みます。将来への道筋
を示す政策を示し、安全安
心、経済の成長が実感でき
る社会をめざします。あわ
せて、コロナ禍により大き
なダメージを受けた地域経
済、雇用の再生、子育て世
帯、学生、高齢者への支援
の充実を図り、感染症対策

交流人口・定住人口の増加
を促進し、地域創生を実現
するため、2025大阪・
関西万博をターゲットとし
て、SDGsを切り口に
“HYOGO”的魅力を磨き上
げ、国内外に発信します。
そして、人・モノ・技術・
情報を“HYOGO”に呼び込
みます。そのために欠かせ
ない、道路ネットワークな
どインフラ整備やデジタル
環境の整備を国や県に対し
て積極的に要請します。

03 防災先進県・兵庫の災害に 強い 国土づくりの推進

南海トラフ地震や相次ぐ風
水害などの自然災害に備え
るために、日本一ともいえる
兵庫の防災・減災対策につ
いて、ハード・ソフト両面
で官民一体となって更なる
強化に取り組みます。新たな
感染症に備えた健診危機
管理施設の強化や、震災甚
害発生時の経済・社会的影
響を最小限に抑える計画づ
くりを促進します。



04 県民本意の 県政改革の実行

持続可能な行政基盤の確
立に向け、時代にそくわな
い基盤はゼロベースで見直
して廃止し、地政の声を反
映した改憲や、未来志向の
施設に配分するなど、前例
に囚われない柔軟な発想に
による官民連携、県民本位の
県政改革をリードします。
そして、より一層、県民に
聞かれた県議会を実現しま
す。



自民党兵庫議員団

実績 Result

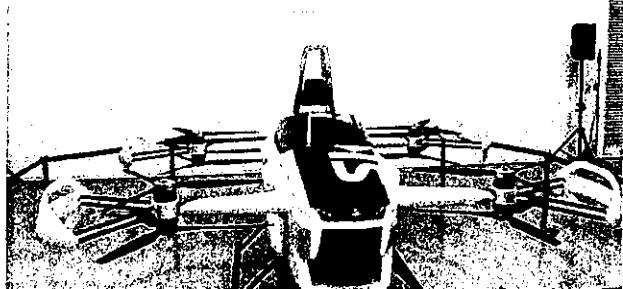
県議会自民党兵庫議員団は、「躍動する兵庫」を県民と共に実現するため、各種団体からご要望をいただいた内容、議員団のメンバーがそれぞれの地元の課題、意見を政策化し、薦藤元彦知事をはじめとした県当局に対して事業化、予算への反映を求めてきました。来年度予算編成に対する知事への重要政策提言・申し入れ（9月および11月）や、定期会での代表・一般質問をはじめ、委員会審査などあらゆる機会を通じて要望活動を行ってきましたが、2月定期県議会で可決された令和5年度当初予算等において重点施策として数多く予算化されました。その主なものを紹介いたします。



県民の命と暮らしを守る施策の総合的な推進

>>> 詳しく見る

自民党兵庫議員団



“HYOGO”の魅力の磨き上げによる地域創生の実現

>>> 詳しく見る



防災先進県・兵庫の災害に強い県土づくりの推進

>>> 詳しく見る

自民党兵庫議員団

自民党兵庫議員団

議員紹介 Members



自民党兵庫議員団

〒650-8567
神戸市中央区下山手通5丁目10-1
TEL.078-341-7711
(兵庫県庁(代)) 内線5099

< 2021 自民党兵庫議員団

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 %
9	<p>本領収書は、自民党兵庫議員団宛のものである</p> <p>会派設置期間(R5.4.29まで)に合わせて</p> <p>$16,500 \times \frac{29日}{30日} = 15,950 円を充当$</p>	<p>案分率</p> <p>共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明</p> <p>備考</p> <p>ホームページ保守管理料(4月分)</p>

請求書

日付	伝票番号	担当
2023/04/27		

自民党兵庫議員団

様

株式会社

代表取締役 大東
 兵庫新報
 〒650-0044
 神戸市中央区東川崎町1丁目5-1-1004
 TEL: 080-2477-3733 FAX: 078-761-3975

お客様コードNO.

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

品番・品名	数量	単位	単価	金額(税抜)	消費税額
ホームページ月間管理費 令和5年4月分 (ドメイン・サーバー・サイト管理費等)				15,000	1,500
摘要	合計	税抜	15,000	税額 1,500	総額 ￥16,500-

[振込先]

[名義]株式会社 兵庫新報

振込・振替明細帳票

[状態] 完了

印刷日時 2023/4/27 13:53

受付番号	0427-001
振込振替区分	即時振込(シフ'ル)
出金口座	[REDACTED]
振込依頼人名(カナ)	ジミントウヒヨウゴギ インターン, カンジ チョウ ナイトウ ヒヨウエ
振込指定日	4月27日
入金口座	[REDACTED] カ) ヒヨウエシンボウ
支払金額	16,500円
振込金額	16,500円
手数料負担	当方
振込手数料	0円
先方手数料	0円
実額手数料	0円
手数料のお支払方法	振込の都度
振込メモ	HP月間管理費R5.4月分
作成者	五島 壮一郎
承認者	[承認済] 五島 壮一郎

* * * プリント終了 * * *

(添付様式 7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

会派名 自民党兵庫議員団

活動名	【会派ホームページ】月間管理費 4月分			
活動概要	<p>○公開日 令和5年4月</p> <p>○対象者 兵庫県内</p> <p>○内容 別添のとおり</p> <p>○URL https://jiminhyogo.com/</p> <p>○案分率 すべて政務活動に関する内容のため100%とする。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内 容
	ホームページ月間管理費 (ドメイン・サーバー・サイト管理費等)	15,950	9	株式会社兵庫新報 (4/1~4/29)
		合 計	15,950	
備考	*添付書類:ホームページ印刷			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		案分率	共通案分率 %
10	本領収書は、自民党兵庫議員団宛のものである	案分率 それ以外の案分 案分の説明	共通案分率 % 100% 政務活動補助職員人件費(+交通費)(3月分)

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和5年3月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水				0:00			
2	木	9:30	17:30	1:00	7:00			
3	金	9:30	17:30	1:00	7:00			
4	土				0:00			
5	日				0:00			
6	月	9:30	17:30	1:00	7:00			
7	火	9:30	17:30	1:00	7:00			
8	水				0:00			
9	木	9:30	17:30	1:00	7:00			
10	金	9:30	17:30	1:00	7:00			
11	土				0:00			
12	日				0:00			
13	月	9:30	17:30	1:00	7:00			
14	火	9:30	17:30	1:00	7:00			
15	水				0:00			
16	木	9:30	16:30	1:00	6:00	(年次休暇1h)		
17	金	9:30	17:30	1:00	7:00			
18	土				0:00			
19	日				0:00			
20	月	9:30	17:30	1:00	7:00			
21	火				0:00			
22	水				0:00			
23	木	9:30	17:30	1:00	7:00			
24	金	9:30	17:30	1:00	7:00			
25	土				0:00			
26	日				0:00			
27	月	9:30	17:30	1:00	7:00			
28	火	9:30	17:30	1:00	7:00			
29	水				0:00			
30	木	9:30	17:30	1:00	7:00			
31	金	9:30	17:30	1:00	7:00			
計					(A) 118:00			
上記のとおり勤務したことを証明します。								
会派名 兵庫県議会自民党兵庫議員団					幹事長 内藤 兵衛			
【総支給額の計算】								
① 月額の場合 支給額 = 200,000 円(B) ② 通勤交通費 480 円 × 17 日 支給額 = 8,160 円(C) ③ 総支給額 (B)+(C) = 208,160 円(D)								
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(D) - [34,951 円(所得税・住民税、保険料本人負担額) = 173,209 円(E)								
左記金額を確かに領収致しました。 令和5年 4月 10日								
金 173,209 円(E)			住所 					
氏名 								
【政務活動費充当額の計算】								
○ 紹与 総支給額(D) 208,160 × 案分率 100% = 208,160 円(F) ○ 保険料等雇用主負担額 32,779 × 案分率 100% = 32,779 円(G) ○ R4.12月不足分(415円)+R5.1月不足分(412円) = 827 円(H) ○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G)+(H) = 241,766 円								

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

整理番号	使途項目	
	人件費	共通案分率 %
11	<p>本領収書は、自民党兵庫議員団宛のものである</p> <p>11,990円 + 18,300円 + 720円 = 31,010円</p>	<p>共通案分率 %</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p> <p>備考</p> <p>政務活動補助職員人件費(健康・厚生年金保険料等雇用主負担分)(3月分)</p>

納入告知書 納付書類領収証書

国 庫 金 厚 生 保 险

年度 年金特別会計 取扱序番号
5 0343 6375 00064558

取扱店名



納付目的月
令和 5年
3月分
納付期限
令和 5年
5月 1日 右記の
とおり
令和 5年
納付して
ください
4月 19日

健 康 助 定
健 康 保 险 料
23980 円

厚 生 年 金 助 定
厚 生 年 金 保 险 料
36600 円

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て支出金
720 円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て支出金
令和 5年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領
66ヒイウ 01919 円
収納機関番号 納付番号 確認番号
005001223420100002990458125

合 計 額
千 百 十 旗 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 6 1 3 0 0

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

三宮 年金事務所
延滞金の期間内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充てて、次いで延滞金に充てる。

歳入徵収官

厚生労働省年金局事業管理課長

650-8567 神戸市 中央区
下山手通 5-10-1 兵庫県庁3号館4階

兵庫県議会 自民党兵庫議員団
内藤 兵衛
2643 66-ヒイウ 01919 090503

上記の合計額を領收しました。
(領收日付等)
納
5. 4. 26

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領收することはありません。

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
12	<p>本領収書は、自民党兵庫議員団宛のものである</p> <p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 自民党兵庫議員団幹 事長 内藤兵衛 様</p> <p>お客様番号 4610-2173-10955</p> <p>2023年 4月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥4,730-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 収 日 附 印 収入印兼用印 (金融機関・CVS用)→お客様</p>		NTTファイナンス(光ネット集利用料)(3月分)

請求書（西日本ご利用分）

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県庁3号館 4階
自民党兵庫議員団幹事長 内藤兵
衛 様



023042101043661947

郵便区内特別



Webでの問い合わせ先



00629

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 4月17日発行

発行会社 差出: NTTファイナンス(株)

東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【還付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6

-0025 -111 NLC森の宮ビル6F

社用コード M2002111006 00629 00628 00 J

61 000000 10 23040301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。（ 1 / 2 ページ）

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-4273-1281 4610-2173-10955	2023年 4月ご請求分	4,730円	2023年 5月 1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

(2 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-4273-1281	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-2173-10955)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	[本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。]	税区分 TAI
◆00-4273-1281 ◇NTT西日本ご利用分				
4,730	5,400 -1,100	フレッツ 光ネクスト F 基利用料 光はじめ割	3月 1日～ 3月31日 2023年09月～2023年11月以 外の解約は解約金がかかります	合算 合算
◇合計	4,730	430 消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonereelay_service_support/q/a/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保する方にご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています

M2002111006 00629 00628

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50%
13	<p>本領収書は、自民党兵庫議員団宛のものである</p> <p>払込受領証 金融機関・コンビニエンスストア用</p> <p>請求書発行日 2023年 4月 6日</p> <p>ご請求番号 00220230405011868</p> <p>お客様番号 0021000000636291</p> <p>ご請求金額 1,265円</p> <p>お客様氏名 自民党兵庫議員団 様</p> <p>請求人 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー</p> <p>受 領 印</p> <p>コンビニエンス ストア用 収入印紙貼付欄</p> <p>受領印附印</p> <p>代行会社 三菱UFJファクター株式会社</p>	案分率	それ以外の案分 % 案分の説明



2023年 4月12日 (水) 11:18
レジ 2-6709 費No. 022

下記公共料金等の代理受領は
別領収証となります
三菱UFJファクター 1件

請求明細 DETAILED STATEMENT

ご利用月	ご利用会社名	サービス名	数量	ご利用金額（税込）
2023年 3月分	お客様番号: 2110060000040	WAKWAK 光プラス	1	1,320
		請求書発行手数料	1	220
		WAKWAK光プラス割引	1	-275

C62001311001 04075 04075 00

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

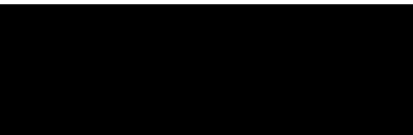
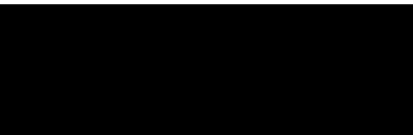
(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率 %	それ以外の案分
14	本領収書は、自民党兵庫議員団宛のものである	案分率	100% 案分の説明
		備考	政務活動補助職員人件費(+交通費)(4月分)

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和5年4月分		氏名									
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)					
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間			
1	土				0:00						
2	日				0:00						
3	月	9:30	17:30	1:00	7:00						
4	火	9:30	17:30	1:00	7:00						
5	水				0:00						
6	木	9:30	17:30	1:00	7:00						
7	金				0:00						
8	土				0:00						
9	日				0:00						
10	月	9:30	17:30	1:00	7:00						
11	火				0:00						
12	水	9:30	17:30	1:00	7:00						
13	木	9:30	17:30	1:00	7:00						
14	金	9:30	17:30	1:00	7:00						
15	土				0:00						
16	日				0:00						
17	月	9:30	17:30	1:00	7:00						
18	火	9:30	17:30	1:00	7:00						
19	水				0:00						
20	木	9:30	17:30	1:00	7:00						
21	金	9:30	17:30	1:00	7:00						
22	土				0:00						
23	日				0:00						
24	月	9:30	17:30	1:00	7:00						
25	火	9:30	17:30	1:00	7:00						
26	水	9:30	17:30	1:00	7:00						
27	木	9:30	17:30	1:00	7:00						
28	金	9:30	17:30	1:00	7:00						
29	土				0:00						
30	日				0:00						
					0:00						
計					(A)112:00						
上記のとおり勤務したことを証明します。											
会派名 兵庫県議会自民党兵庫議員団					幹事長 内藤 兵衛						
【総支給額の計算】											
① 月額の場合				支給額 =	200,000 円(B)						
② 通勤交通費		480円/日		支給額 =	7,680 円(C)						
③ 総支給額				(B)+(C) =	207,680 円(D)						
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】											
(D) - [35,156 (所得税、保険料本人負担額) =					172,524 円(E)						
左記金額を確かに領収致しました。											
令和5年 4月 28日											
金 172,524 円(E)			住所								
氏名											
【政務活動費充当額の計算】											
○ 紹与 総支給額(D)		[207,680円] × 案分率[100%] =	207,680 円(F)								
○ 保険料等雇用主負担額		[32,983円] × 案分率[100%] =	32,983 円(G)								
○ 政務活動費充当額の計		(F)+(G) =	240,663 円								

(添付様式8)

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	[REDACTED]

下記の条件で契約します

雇用期間	令和5年4月1日から令和5年4月29日まで
雇用形態	嘱託職員・パートタイム・その他
就業場所	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館 兵庫県議会 自民党兵庫議員団 控室
仕事内容	政務活動に係る補助 及び 関係書類の作成
就業時間 (休憩時間)	原則週4日 午前9時30分から午後5時30分まで (休憩時間は、12時00分から13時00分)
休日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、年次・夏季休暇
給与(賃金)	月額 200,000円
給与支払	最終日(4月28日)に支払い
給与振込先	[REDACTED]

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

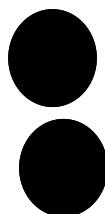
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和5年 4月 1日

雇用者 兵庫県議会 自民党兵庫議員団

幹事長

内藤 兵衛



被雇用者

